

議第70号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

1 管理を行わせる公の施設の名称

三島市民文化会館

2 指定管理者となる団体

株式会社SBSプロモーション・株式会社エスピーエスたくみ・株式会社NTTファシリティーズ東海支店

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成37年3月31日まで

平成29年11月28日提出

三島市長 豊岡 武士